国民健康保険の決算状況

国民健康保険は、保険に加入されている方が病気になったときやけがをしたときなどに備えて、皆さんで支え合う制度です。町が保険者となり、皆さんから納めていただく国民健康保険税や国・県・町などからの負担（補助）金などによって、運営されています。

国民健康保険には、職場の医療保険に加入している方や、生活保護を受けている方を除く、年齢が74歳までのすべての方が加入することになっています。

平成20年度の国民健康保険特別会計の決算状況については、歳出で保険給付費が32億9，742万円となり、前年の31億4，397万円から1億5，345万円の大幅な増額となっています。また、75歳以上の方が老人保健制度から後期高齢者医療制度へ移行したことに伴い、老人保健拠出金は6億872万円の減額となりましたが、後期高齢者支援金等を6億5，391万円支出することとなりました。

75歳以上の被保険者が後期高齢者医療制度に移行したことを含め、保険税が2億1，653万円の減額となりました。また、保険給付費の増額に伴う国・県等の負担（補助）金や、65歳から74歳までを対象として被用者保険等との制度間の医療費負担の不均衡の調整を行う前期高齢者交付金などの国・県等支出金が前年比3億1，534万円の増額となっています。

保険給付費の抑制にご協力を

保険給付費が増えるということは、国民健康保険税の負担増加にもつながります。町が実施する特定健康診査や人間ドックの助成制度などを利用することで自身の健康管理に努め、医療機関等にかかる際にはジェネリック医薬品を利用するなど、保険給付費の抑制にご協力ください。

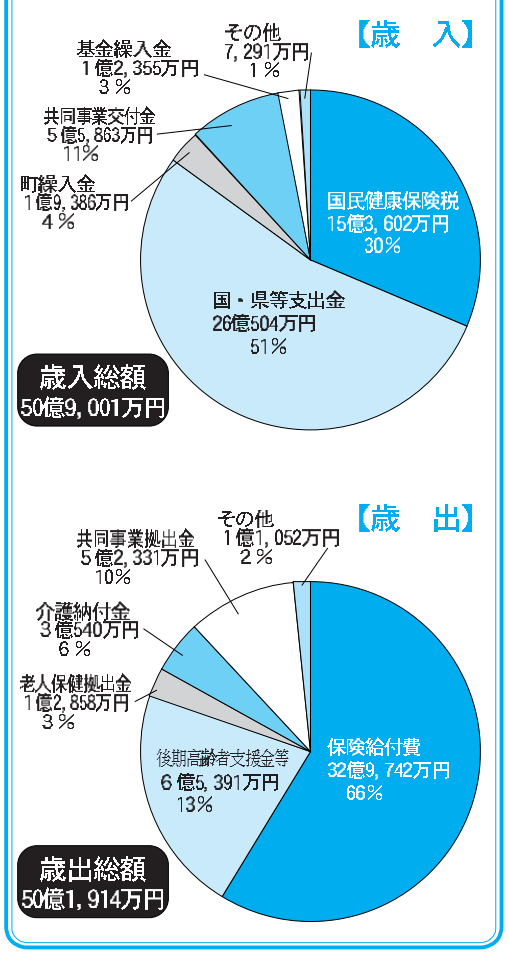

ジェネリック医薬品とは

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、新薬（先発医薬品）の特許が切れた後、厚生労働省の承認を得て、同じ成分と効能で別会社が作った薬です。薬の研究開発費がかからないことから、新薬と比較すると割安価格となります。

ジェネリック医薬品を利用するには、処方せんが必要となります。医療機関等の医師や調剤薬局の薬剤師にご相談ください。

問住民課国保年金班 ☎(70)0334

国民健康保険・後期高齢者医療被保険者証の再交付

国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証は1人1枚のカード型になっています。なくす方が増えていますので、管理には十分注意してください。

もし、被保険者証をなくしたり、汚したり、破ってしまったりして使えなくなったときは、再交付の手続きが必要です。役場住民課または白里出張所の窓口で、再交付申請を行ってください。

なお、後期高齢者医療被保険者証の再交付を白里出張所で申請した場合、保険証は後日のお渡しになりますのでご注意ください。

※住民課で申請の場合はその場でお渡しできます

◇申請時に必要なもの

・身分証（運転免許証、パスポート、住基カード等）
・印かん（朱肉を使うもの）
・汚損した場合はその保険証
・世帯の違う方が申請する場合は委任状　※申請書をお預かりし、郵送で交付する場合があります

問住民課国保年金班 ☎(70)0334

千葉県後期高齢者医療広域連合資格保険料課（後期高齢者医療制度関係のみ） ☎043(308)6768

予防接種はお早めに

◇高齢者の季節性のインフルエンザ予防接種

※新型インフルエンザの予防接種ではありません

接種期間は、12月31日までですが、なるべく12月中旬までに山武郡市内の指定医療機関で接種日を確認のうえ、受けましょう。その他の医療機関で接種を希望する方は、必ず事前に健康介護課へご相談ください。

なお、インフルエンザの予防接種は希望者が受けるもので、強制ではありません。認知症等で本人の意思確認ができない場合は受けられません。

▼対象＝町の住民基本台帳に登録されている方で、接種日に次の要件を満たしている方
①満65歳以上の方（65歳の誕生日の前日から受けられます）
②満60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器の機能、ヒト免疫不全でウイルスによる免疫機能に重い障害のある方
※接種期間中に65歳の誕生日を迎える方、平成21年8月31日以降に転入され対象となる方は、健康介護課または各医療機関に申し出てください

〈予診票の送付〉

昭和18年10月1日生～昭和19年10月31日生の方と昨年受けた方には予診票を送付しました。予診票が送付されず、①の条件に当てはまる方は、山武郡市内の指定医療機関または健康介護課窓口に備え付けの予診票をご利用ください。

また、②の条件に当てはまる方は健康介護課へ連絡ください。

※今年度に山武郡市内医療機関・千葉県内定期予防接種相互乗り入れ医療機関でインフルエンザ予防接種を受けない場合、来年度はインフルエンザ予防接種の予診票の送付をしません。

◇二種混合

町外の小学校等に在学中の6年生が対象となります。該当する方は連絡ください。

問健康介護課健康指導班 ☎(72)8321

地域包括支援センターだより 28

～新しい介護のかたち　小規模多機能型居宅介護サービスをご存じですか？～

「家族と一緒に暮らしたいが迷惑をかけたくない」、「一人暮らしは不安でさみしいけれど家を離れたくない」など、年をとっても、誰もが最後までその人らしい人生を送りたいと望んでいます。しかしながら、認知症などの病気や、ご家族の状況により、ご本人の気持ちを尊重することが難しく、施設への入所を考えざるを得ない高齢者が多くいるのが現状です。

そこで、平成18年度の介護保険制度の改正により、「小規模多機能型居宅介護サービス」が創設されました。小規模多機能型居宅介護とは、住み慣れた家・地域で安心して生活できるように、必要に応じて「通い」を中心に「泊まり」「訪問」を組み合わせて利用できる在宅介護サービスです。少人数登録制で、どのサービスを利用しても顔なじみの職員が支援を行うので、家庭的な雰囲気の中でサービスを利用することができ、環境の変化に敏感な高齢者（特に認知症の方）の不安を和らげることができます。また、月額定額制のため、介護保険利用限度額を超える心配がなく、柔軟な対応をとることが可能です（他サービス利用の場合を除く）。

町では、町在住で要支援または要介護認定を受けている方を対象に、3つの事業所でサービスを受けることができます。

お気軽にお問い合わせください。

番号	名　称	住　所	電話番号
1	あっとほ～む大網	南横川3078－16	☎（71）1010
2	杜の街	南今泉298－1	☎（70）5070
3	かきつばた	南横川1726－6	☎（72）8897

問健康介護課介護保険班　☎（70）0309
地域包括支援センター　☎（70）0439　FAX（70）1093

ねんきんナビ

～年末調整や確定申告には社会保険料（国民年金保険料）控除証明書を～

◇控除証明書の添付を忘れずに

国民年金保険料は、納付した全額が社会保険料控除の対象となります。

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に納付（納付見込みを含む）した国民年金保険料の額を証明する書類の添付が必要です。1年間に納付（納付見込みを含む）した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は、社会保険庁から毎年11月上旬に送付されます。

◇2月上旬に送付される場合

年の途中から国民年金に加入した場合など、10月1日から12月31日までの間に初めて保険料を納付する方は、翌年2月上旬に同様の証明書が送付される予定です。

◇家族の保険料を納付したときは控除の対象に

国民年金保険料は、被保険者だけではなく、その世帯の世帯主・配偶者も連帯して納付する義務があります。家族の国民年金保険料を納付した場合は、その納付額の全額が納付した方の所得税等の控除対象となります。年末調整等の手続きの際に自分の社会保険料の額と合算して申告してください。この場合、家族分の「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」も申告する方の申告書に添付等する必要があります。

問千葉国民年金電話センター　☎043（203）5600
住民課国保年金班　☎（70）0334